

## 別紙様式14

## 東北農政局入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日： 令和7年12月5日)

開催日及び場所		令和7年9月24日(水) 仙台合同庁舎A棟7階会議室	
委員		大泉 裕一(公認会計士・税理士) 斎藤 信一(弁護士) 田中 賢志(ジャーナリスト)	
審議対象期間		令和7年4月1日～令和7年6月30日	
審議対象案件		292件 うち、1者応札案件 98件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 6件	
抽出案件		6件 うち、1者応札案件 3件 (抽出率 2.0%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件 (抽出率 16.6%)	
工事	一般競争		1件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	指名競争	公募型指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		工事希望型指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		その他の指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	随意契約		1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
抽出案件内訳	一般競争		2件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	指名競争	公募型指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		簡易公募型指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		その他の指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	随意契約	公募型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		簡易公募型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		標準型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		その他の随意契約	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
物品役務	一般競争		2件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件
	指名競争		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	随意契約(企画競争・公募)		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	随意契約(その他)		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
(特記事項) なし。			

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり。	別紙のとおり。
委員会による意見の具申又は勧告の内容  [これらに対し部局長が講じた措置]	なし。	なし。

事務局 :

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

別 紙

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意 見・質 問	回 答 等
<工事編>	
(浅瀬石川二期農業水利事業 中泉幹線排水路原形復旧工事)	
辞退した理由は何か。	技術者が別件工事と重複したためである。
別の技術者に変更することはできないのか。	申請時点で提出された技術者から変更することはできない。
不測の事態が発生した場合はどうか。	契約後に不測の事態が発生し、真にやむを得ない場合は変更可能である。
4月末までに水田を返還しなければならないということだが、工期が7月まである理由は。	水田については、農作業が始まる前の4月末までに返還する。 その後に農繁期を外し、5月末から6月にかけて管理用道路の補修工事を行うためである。
金額が小さいから人気がなかったということはあるのか。	工事規模の要因もあるかと思われるが、周辺の営農作業の支障にならないよう道路の復旧期間を調整するなど、あまり効率的に仕事ができないということも理由と考えられる。
(和賀中央農業水利事業 石羽根取水口除塵機付帶設備 (その2) 工事)	
契約額の半分は変更追加した金具の変形を修理するものであり、別契約する工事とも考えられるが、別途に契約するのも手間がかかるということで変更したということか。	金具の変形をこのまま放置すると、施設の重大な破損を引き起こすおそれがあるため、急いで直す必要があったためである。

<p>関連工事であり、請負業者が当初施工した業者と同一であるため契約内容を変更し、対応したということか。</p> <p>これは付帯工事であるが、本体工事も当該工事受注者が請負ったのか。</p> <p>本体工事を施工し、現場事情に詳しい当該工事受注者と契約するのが合理的と思うが、見積りを行い最低価格の者と契約したということか。</p> <p>現場状況を知っているから低価格を提示できたのか。</p> <p>付帯工事において、本体工事の請負者とは別の会社が最低価格を提示したらその会社と契約するのか。</p> <p>この追加工事は、発注時にはわからなかつたのか。</p>	<p>然り。</p> <p>然り。</p> <p>然り。</p> <p>そういうことも考えられる。</p> <p>然り。</p> <p>設備は動いており、変形には気づかなかつた。</p>
<p>&lt;測量・建設コンサルタント等業務編&gt;</p>	
<p>(岩手山麓農業水利事業 南北分水工管理棟建築積算参考資料作成業務)</p>	
<p>履行確実性について、業務ごとにどのような点を確認するのか。</p> <p>実態として、一級建築士が確保できないため、入札者が少ないとということか。</p> <p>測量・建設コンサルタント等業務の入札に参加する業者は、一般的に一級建築士を保有している業者は少ないのか。</p>	<p>履行確実性について、業務ごとに確認項目は変わらない。</p> <p>農政局の発注業務に係る構造物は、ほとんどが土木構造物で、技術者として農業土木部門の技術士等を求めるのが圧倒的に多い。</p> <p>おそらく農政局に資格登録している業者は、一級建築士の保有数が少ない。</p> <p>自社で一級建築士を保有し、なおかつ、1つの業務に長期間拘束できる業者は少ないと想定している。</p>

<p>一級建築士を外注できないのか。</p> <p>一級建築士を保有していれば有利ということがあるのか。</p> <p>積算参考資料の作成を行うのに 10 か月間拘束するということか。</p> <p>一級建築士はそれなりにいると思うが、応札する側としてはそこに長期間従事するというのを嫌がったということか。</p> <p>この業務の管理監督をしていても、ほかの仕事をしても問題ないか。</p>	<p>今回は管理技術者として求めているため、自社で賄う必要がある。</p> <p>あるとは思う。</p> <p>然り。</p> <p>然り。</p> <p>然り。</p>
<p>(令和 7 年度国営造成施設総合水利調整管理事業 浪岡川地区他流量調査業務)</p>	
<p>流量を調査する必要性と調査方法を教えてほしい。</p> <p>農業の観点からするとこの時期にこれぐらいの水が必要になるということを調査すると思うが、この調査はそれとは直接関係ないということか。</p> <p>この河川における計測装置は大体どれぐらいするのか。</p> <p>落札した者は他の入札者と比べて低価格であるが、これは農政局の仕事を今まで受注したことが</p>	<p>河川管理者との協議で継続して流量を調査し、毎年の許可申請の際に説明してほしいとの依頼による。</p> <p>調査方法は、河川断面を測量により求め、流速と河川断面の測定データから関係式を作成する。その上で、河川に水位計を設置し、水位から流量を推定する。</p> <p>農業でかんがい期にこれぐらいの量が必要になるということは把握している。一方、河川に水がないと農業用水として取水できない。そのため、河川に水があることを調査し、河川管理者に示さなければならない。</p> <p>大体 50 万円ぐらいかと思う。</p> <p>そうとも考えられる。</p>

<p>なので、今回頑張ってかなり安くしたと推測されるがどうか。</p> <p>技術力については、基準を満たしているという評価なのか。</p> <p>不当にダンピングしているとか、本来このぐらいかかるので、この価格はおかしいとか。そういう想定はできるのか。</p> <p>流量を調査してこれはダメとなれば、この河川からの取水を止め、他のところから取水しようという判断になるのか。</p> <p>今後農政局の仕事が増えればと考えて入札したのではとあったがどうか。</p>	<p>競争参加資格要件は満たしており、計測して報告するという業務なので、高度な技術は必要ない。</p> <p>どこまで自社で行っているか不明なので、一概にダンピングの懸念があるとはいえない。また、調査機器が減価償却していればその分の費用は必要ない。また、当該業者は地元の業者で移動等に係る費用も加味されたとも考えられる。</p> <p>他から新規に取水することは簡単にはできないため、他から取水することは稀。</p> <p>農政局側に知つてもらうことが大事と考えているのではないか。また、農政局の実績がなければ参考見積りの依頼もないことを踏まえて応札したものと推察される。</p>
<p>＜物品・役務編＞</p>	
<p>(令和7年度東北農政局秋田県内健康診断業務 (単価契約))</p>	
<p>落札率が100%であるのは、どのような理由か。</p> <p>個人の健康診断では4万円程度かかっているが、一人当たりの単価が1万円前後で非常に安いと感じる。どのような理由か。</p>	<p>国では、健康診断の単価がわからぬため、参考見積りを依頼し、それを参考に予定価格を算出しているが、本件では入札参加者以外から参考見積りをいただけなかつたためである。</p> <p>一般的な健康診断より安価である理由は、健康診断専門の機関からの応札であり、また、スケールメリットもあると考える。</p>
<p>(令和7年度文房具用品類等の購入単価契約)</p>	

<p>通常購入するより安くなっているのは、スケールメリットが理由か。</p> <p>物品、役務だと非常に低価格で入札する者があつたりするケースがあるが、そのようでない理由はあるのか。</p>	<p>然り。</p> <p>文房具であるので、仕入れ額はほぼ変わらず、大きな単価の変動は生じにくいものと考えられる。</p>
---	--